高松公園多目的屋外施設築造工事（設計・施工）特記仕様書

１　総則

高松公園多目的屋外施設築造工事（設計・施工）特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は，本工事において，市が受注者に求める施設（設計・施工）の仕様及び性能等を示したものである。

２　施設概要

高松公園多目的屋外施設は，高松公園（旧盛岡競馬場跡地の南側に位置する公園ゾーン）に築造するものである。

当該公園施設は，公園利用者の利便性の向上を図るため，季節や天候を問わず利用可能な多目的屋外活動（フットサル，ゲートボール等の運動及び各種イベントなど）の場として，また，高松公園が広域避難広場に指定されていることから，災害発生時には，一時避難及び備蓄倉庫など支援活動の場として期待されるものであり，高松公園の周辺環境に調和するデザイン（景観性）と容易に側壁面（４面）の開閉機能（機能性）を有する施設を計画しているものである。

３　業務内容

本工事における業務内容は，多目的屋外施設の建築主体工事，電気設備工事（施設内の照明），建築付帯工事（防球ネット）及びその他建築基準法等の関係法令などによる必要な設備の設計及び施工である。また，それらを実施する上で必要な関連する業務も本業務内容に含むものとする。

(1) 設計業務

ア	多目的屋外施設の設計	１棟
イ	建築基準法第18条第２項の規定による計画通知書等の手続	１式
	※盛岡市に計画通知等の手続きをする場合は，計画通知及び完了検査手数料については，担当課から担当部署（建築指導課）に申請することにより，減免の対象となるので，事前に担当課（公園みどり課）と協議すること。ただし，構造計算適合性判定に要する費用については，減免の対象外である。	
ウ	その他これらを実施する上で必要な関連業務	１式

(2) 施工業務

ア	多目的屋外施設の築造工事	１棟
イ	完成図書の作成	１式
ウ	その他これらを実施する上で必要な関連業務	１式

４　適用基準等

本工事は，建築基準法及び消防法など関係法令を遵守の上，特記仕様書のほか，次の基準並びに仕様書の最新版により，設計及び施工をしなければならない。

(1) 基準書等

ア 「膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」平成14年国土交通省告示第666号（以下「膜構造基準」という。）

イ 「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」国土交通省国土技術政策総合研究所監修（以下「基準及び同解説」という。　）

ウ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

エ 「公共建築工事標準仕様書（電気設備編）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

オ 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

カ 「都市公園技術標準解説書」国土交通省都市局公園緑地・景観課監修

キ 「盛岡市建築工事等基準仕様書」盛岡市建設部建築住宅課（以下「基準仕様書」という。）

ク その他関連基準

５ 敷地に関する条件

(1) 敷地面積	58,044.30㎡（うち建築対象敷地面積840㎡）
(2) 都市計画	都市計画区域
(3) 用途地域	市街化調整区域　風致地区　第１種地区
(4) 建ぺい率	20%
(5) 容積率	200%
(6) 防火指定	指定なし
(7) 現況	更地

６ 設計に関する条件

(1) 延床面積	540㎡（幅18m×奥行30m）
(2) 施設の規模	施設内の有効空間を幅16m，奥行28m及び高さ4.0m以上確保することとし，建築物の高さを8.0m以下とする。
(3) 建築物の構造	建築基準法及び膜構造基準に適合する建築物とする。
(4) 建築物の設計	建築物の設計及び材料に関する条件を下記に記載するものとする。また，本工事に使用する材料は，原則として，膜構造基準及びＪＩＳ規格等に適合したもの，またはそれと同等以上の品質を有するものとする。ただし，条件を付している材料については，その条件以上の品質を有したものとするものとする。

ア　景観性

側壁面及び防球ネット開放時には，周辺環境に調和するデザインを有した開放感のある景観性を重視した施設とすること。

イ　機能性

カーテン式又はシャッター式等により，容易に側壁面（４面）及び防球ネット（４面）の開閉可能な構造とすること。ただし，着脱式ではないこととする。また，側壁面及び防球ネットの収納スペースを設置するなど，施設と一体化を図ることにより，景観に配慮した施設とすること。

ウ　屋根構造

膜構造基準第二第２項第一号の表の（一）に示す膜材料（基準及び同解説で略称として記載している膜材料Ａ種を示す。）とし，建築基準法第37条第二号に基づく，国土交通大臣の認定を受けたものとする。

エ　側壁面

膜構造基準第二第２項第一号の表の（三）に示す膜材料（基準及び同解説で略称として記載している膜材料Ｃ種を示す。）とし，建築基準法第37条第二号に基づく，国土交通大臣の認定を受けたものとする。

オ　電気設備

a 照明施設は，ガード付きＬＥＤ照明とし，維持照度が100Lx以上の性能を有した照明器具及び個数を設置することとする。また，設置位置は，計画地盤高から4.0m以上の高さに設置するものとする。

b 電線管は，波付硬質合成樹脂管(FEP管)とする。また，建築対象の敷地直近に既設電線管が埋設されていることから，既設電線管から施設まで必要な電線管を地下に埋設するものとする。

なお，資料５平面図に記載されている標準断面図のとおり，電線管，埋設シート及び管基礎等を設置するものとする。原則として，施設外に設置するものとする。

c 電線は，ＥＭ電線・ケーブルとする。なお，トイレ倉庫に既に電灯分電盤が設置されていることから，その分電盤まで必要な電線を設置するものとする。（参照：資料５平面図）

カ　防球ネット

防球ネットは，合成繊維製の網目40㎜（220Ｔ／92本）とする。また，側壁面の内側に設置するものとする。

７　施工に関する条件

(1) 敷地造成

敷地については，建築対象敷地面積840㎡を対象に計画地盤高（FH=148.00ｍ）まで造成するものとする。

(2) 残土処理

本工事により，発生した残土については，トイレの南側に位置する残土仮置場まで運搬するものとする。（参照：資料５平面図）

(3) 資材等搬入路

資材及び重機の搬入は，当該施工箇所の南側から搬入することとする。なお，一部園路が舗装されているが，車両を考慮した舗装構成ではないため，園路を養生して使用するものとする。なお，園路を破損した場合でその原因が十分に養生しなかったなど，当該工事の起因による場合は，受注者において修補すること。（参照：資料５平面図）

(4) 安全管理

当該箇所は，公園利用者に一部供用開始していることから，注意喚起となる工事用看板などを設置し，公園利用者の安全確保に努めること。

８　その他条件

(1) 各調査

本工事に関して必要な調査を実施するものとする。

(2) 承諾事項

計画通知等の手続き前に各種図面類（平面図，構造図及び詳細図等）及び監督員が必要であると判断した資料等を提出し，監督員から承諾を得るものとする。また，着工前に監督員へ使用材料の品質が証明できる資料を提出し，監督員から材料の使用承諾を得るものとする。

(3) その他施設

施設内の舗装及び外構の側溝工事は，別途発注予定であり，本工事の対象外である。ついては，クレイ舗装の厚さt=30㎝程度及び側溝は，コンクリート２次製品250×250の設置を計画している。

９　工事提出書類

別添「基準仕様書」のとおり，提出するものとする。

10　費用負担

本工事に関する設計・施工及びそれらに関する事務手続き等に係る費用は，契約金額に全て含まれているものとする。

11　その他

本特記仕様書に定めのない事項については，必要に応じて，発注者並びに受注者間において協議し，定めるものとする。

盛岡市建築工事等基準仕様書

平成 5 年 5 月 1 日　一部改正
平成 7 年 6 月 1 日　一部改正
平成 9 年 7 月 1 日　一部改正
平成 13 年 9 月 1 日　一部改正
平成 16 年 5 月 1 日　一部改正
平成 17 年 6 月 1 日　一部改正
平成 18 年 6 月 1 日　一部改正
平成 25 年 3 月 12 日　一部改正

盛岡市建設部建築住宅課

盛岡市建築工事等基準仕様書

平成 5 年 5 月 1 日　一部改正
平成 7 年 6 月 1 日　一部改正
平成 9 年 7 月 1 日　一部改正
平成 13 年 9 月 1 日　一部改正
平成 16 年 5 月 1 日　一部改正
平成 17 年 6 月 1 日　一部改正
平成 18 年 6 月 1 日　一部改正
平成 25 年 3 月 12 日　一部改正

（趣旨）

第１　盛岡市建築工事等基準仕様書（以下「基準仕様書」という。）は、盛岡市が発注する請負工事の施工に関し、その適正な執行を図るため必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２　基準仕様書は、盛岡市が発注する建築物等の新築、増築及び改修工事に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の建築に付帯する工事に適用する。

（履行）

第３　基準仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の負担と責任において履行しなければならない。

（工事着手の届出）

第４　受注者は、契約締結後７日以内に工事着手届を提出しなければならない。

（工事実績情報の登録）

第５　請負金額が５００万円以上の工事の受注者は、工事実績情報（工事カルテ）の登録を行わなければならない。登録内容は事前に監督員の確認を受け、登録完了後速やかに登録機関発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出するものとし、登録する期限は下表のとおりとする。ただし、この項の日数には、土・日・祝祭日・年末年始の日数を除外するものとする。

	工事請負金額の区分（消費税込み）	
	２５００万円未満	２５００万円以上
契約したとき	契約後１０日以内	
登録内容を変更するとき	（登録不要）	変更後１０日以内
工事が完成したとき	（登録不要）	工事完成後１０日以内
登録内容を訂正するとき	訂正すべき事項があるとき	

（工事表示板の設置）

第６　受注者は、契約締結後速やかに、当該工事現場の公衆の見やすい場所に工事表示板を掲げなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、その設置を省略することができる。

（工事関係担当者等の通知）

第７　受注者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を補助する者を定めたときは、速やかに、工事関係担当者等通知書を提出しなければならない。

（施工体制の通知）

第８　受注者は、当該請負工事の施工に関し下請負人を定めたときは、速やかに、部分施工協力業者届を提出しなければならない。

２　受注者は、当該請負工事における下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、当該工事現場の公衆が見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

３　締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が３０００万円（建築一式工事においては４５００万円）以上の工事の受注者は、下請負工事に係る工事担当技術者台帳を作成し当該工事現場に掲示するほか、工事担当技術者は名札を着用しなければならない。

４　監督員は、法の定めによるほか施工体制台帳を作成した受注者に対し、その写しの提出を求めることができる。

（工事月間工程報告書の作成）

第９　市、受注者及び関連工事の受注者の間で工事の進捗状況及び今後の工事工程等を確認するため、受注者は工事月間工程報告書を作成し、月間定例工程会議で報告しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、報告書の作成を省略することができる。

（工事施工上必要な図書等の作成）

第１０　受注者は、別表 1 に掲げる工事施工上必要な図書等を作成し、現場に備えなければ

ばならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、その作成を省略することができる。
２　監督員の承諾を要する図書等のほか、工事施工中に提出する図書等は監督員の指示による。

（休業期間中の現場管理体制の報告）
第１１　受注者は、工事期間内に工事作業を休業する場合は、休業期間中の工事現場の管理体制を報告しなければならない。

（竣工図及び完成図データの作成）
第12　受注者は、竣工図及び「盛岡市建築工事等電子納品要領」に準拠した完成図データを作成し、提出しなければならない。

（工事完成時に提出する図書等）
第13　受注者は、別表２に掲げる工事完成時に提出する図書等を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、提出を省略することができる。

（引渡時に提出する図書等）
第14　受注者は、別表３に掲げる引渡時に提出する図書等を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を施設管理者に説明しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、提出を省略することができる。

（コンクリートの調合管理強度の補正）
第１５　「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成22年度版（以下「建築標準仕様書」という。） 第６章コンクリート工事」における 表6.4.1構造体強度補正値(Ｓ)の標準値の適用期間は、次のとおりとする。ただし、建設地の標高その他の立地条件、予想される気象条件等により必要と認めるときは、適用期間外であってもコンクリート強度を補正する。

		コンクリート打込み後２８日までの期間の予想平均気温の範囲（℃）と適用期間	
普通ポルトランドセメント混合セメントのＡ種		8以上	0以上8未満
	盛岡地区：山王町 標高155m	3/30～10/21	2/13～3/29, 10/22～12/10

	玉山地区： 好摩 標高 205m	4/2～10/17	2/21～4/1, 10/18～12/2
早強ポルトランドセメント		5 以上	0 以上 5 未満
	盛岡地区： 山王町 標高 155m	3/16～11/5	2/13～3/15, 11/6～12/10
	玉山地区： 好摩 標高 205m	3/20～11/1	2/21～3/19, 11/2～12/2
構造体強度補正値 （S）		３N/mm²	６N/mm²

（コンクリート強度の気温による補正）

第１５の２　「木造建築工事標準仕様書　平成 22 年度版（以下「木造標準仕様書」という。）第 3 章　土・地業・基礎工事」における 表 3.3.8 コンクリート強度の予想平均養生温度による補正値の適用期間は、次のとおりとする。ただし、建設地の標高その他の立地条件、予想される気象条件等により必要と認めるときは、適用期間外であってもコンクリート強度を補正する。

		コンクリート打込み後２８日までの期間の予想平均気温の範囲（℃）と適用期間		
普通ポルトランドセメント混合セメントのA種		16 以上	8 以上 16 未満	3 以上 8 未満
	盛岡地区： 山王町 標高 155m	5/16～9/13	3/30～5/15, 9/14～10/21	3/6～3/29, 10/22～11/16
	玉山地区： 好摩 標高 205m	5/19～9/9	4/2～5/18, 9/10～10/17	3/10～4/1, 10/18～11/11
（参考） 早強ポルトランドセメント		15 以上	5 以上 15 未満	2 以上 5 未満
	盛岡地区： 山王町 標高 155m	5/9～9/18	3/16～5/8, 9/19～11/5	2/29～3/15, 11/6～11/23
	玉山地区： 好摩 標高 205m	5/13～9/13	3/20～5/12, 9/14～11/1	3/6～3/19, 11/2～11/17

コンクリート強度の気温による補正値　　　　　　（T）	０N/mm²	３N/mm²	６N/mm²

（寒中コンクリートの適用期間と強度管理）

第１６　「建築標準仕様書 第6章コンクリート工事」における寒中コンクリートの適用期間は、盛岡地区にあっては１１月２１日から3月３１日までとし、玉山地区にあっては１１月１１日から3月３１日までとする。ただし、建設地の標高その他の立地条件、予想される気象条件等により必要と認めるときは、適用期間外であっても寒中コンクリート工事の仕様を適用する。

２　コンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温の代わりに，あらかじめ計画した養生方法で想定した養生温度を用いることができる。ただし，打込みから材齢91日までの積算温度が840°D･D以上でなければならない。

３　調合管理強度の管理試験の供試体の養生方法は標準養生とし、構造体コンクリート強度の推定試験の供試体の養生方法は、原則として現場封かん養生とする。

＜以下参考～積算温度方式による場合の例＞

４　寒中コンクリート適用期間中の強度管理の材齢は次のいずれかとする。

（１）構造体コンクリートの強度管理の材齢を２８日とする場合

表１の積算温度を確保し、積算温度に応じた温度補正値Tとした場合に、構造体コンクリートの強度管理の材齢は２８日とする。また、同表の積算温度を確保する養生計画を施工計画書に定め、監督員の承諾を得るものとする。

表１　強度管理の材齢を２８日とする場合の積算温度とコンクリート強度の気温による補正値Tの標準値

	平均養生温度による積算温度	
普通ポルトランドセメント	510°D･D以上	370°D･D以上
早強ポルトランドセメント	420°D･D以上	340°D･D以上
コンクリート強度の気温による補正値　T	３N/mm²	６N/mm²

（２）構造体コンクリートの強度管理の材齢を延長し９１日以内とする場合

材齢２８日までの予想平均温度又は計画養生温度をもとに、材齢２８日で設計基準強度を得るための強度補正値Tcを表２．１により求め、Tcの値に応じて表２．２に示す積算温度が確保できる材齢を構造体コンクリートの強度管理の材齢とする。また、表２．１の平均養生温度、表２．２の積算温度が確保できる養生計画を施工計画書に定め、監督員の承諾を得るものとする。

表２．１　打込みから２８日間の平均温度に対するコンクリート強度の補正値Ｔc の標準値

	コンクリートの打込みから 28 日までの期間の予想平均温度又は計画養生温度(℃)	
普通ポルトランドセメント	3 以上 8 未満	1 以上 3 未満
早強ポルトランドセメント	1 以上 4 未満	―
コンクリート強度の気温による補正値　Tc	3 N/mm²	6 N/mm²

表２．２　強度補正値Ｔc に応じた構造体コンクリートの強度管理材齢の標準範囲

コンクリート強度の気温による補正値　Tc	3 N/mm²	6 N/mm²
普通ポルトランドセメント	550°D･D 以上	390°D･D 以上
早強ポルトランドセメント	420°D･D 以上	260°D･D 以上

別表１　工事施工上必要な図書等

必要な図書等			部数	提出時期	備　　考
主として施工予定に関するもの	工程表	実施工程表(全体) 変更実施工程表(全体)	2	契約締結後速やかに提出する。	監督員の承諾を受ける。
		週間又は月間工程表 工種別工程表	1		監督員の指示により作成する。
	総合施工計画書		2	施工計画書届（統一様式第 19 号）とともに契約締結後 20 日以内に提出する。	総合仮設を含む工事の全般的な進め方、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要等を記載し、監督員の承諾を受ける。
	工種別施工計画書		2	一工程の施工の着手前に、適宜提出する。	総合施工計画書に基づいて工種別の施工計画を定める。施工要領のほか、仮設計画、工程計画、養生計画、安全･環境対策、品質計画、一工程の施工の確認を行う段階、施工体制等を記載し、品質計画は監督員の承諾を受ける。
	施工図（加工図）		2		監督員の承諾を受ける。
主として施工記録に関するもの	工事材料搬入報告書		1	監督員の指示による。	試験成績書、規格証明書、品質証明書等を含む。また、自主検査記録、監理者等検査記録、是正報告書等監督員の指示により提出。
	工事材料検査記録		1		
	施工報告書		1		
	施工検査（立会）記録		1		
	工事実施状況報告書		1		
	工事週報		1	毎週火曜日	監督員の承諾を得て省略することができる。
	工事日報		1	毎月上旬	監督員の指示により作成する。
	工事打合せ書		1		
	工事写真		1		「工事写真の撮り方（改訂第二版）-建築編-、-建築設備編-」建設大臣官房官庁営繕部監修による
	発生材料報告書		1		

別表２　工事完成時に提出する図書等

提出する図書等		部数	備　　　　考
工事完成届		1	盛岡市様式第 15 号
工事完成図書	施工体制台帳（写） 施工体系図 工事担当技術者台帳	各１	
	工事施工上必要な図書等	各１	監督員の指示により、施工中に提出した書類及びその他の図書等を製本し提出する。
	出荷証明書	1	
	打合せ確認書等（写）	1	
	関係官公庁届出及び検査済証	各１	
	その他法令等による報告書等	各１	
	施工記録写真	1	工事用アルバム入りサービス版とする。
竣工図	原図	1	Ａ１又はＡ２原図
	製本(黒文字青表紙)	1	Ａ１又はＡ２青焼二つ折り製本
	縮小製本（黒文字青表紙）	2	Ａ３青焼二つ折り製本
	完成図データ	2	盛岡市建築工事等電子納品要領による。
完成写真	キャビネ版、八つ切り	2	金文字入り黒表紙の写真アルバムを基本とし、特記仕様書及び監督員の指示による。
	カラー全紙パネル	1	外部１枚・内部３枚程度とし、特記仕様書及び監督員の指示による。
写真データ	記録メディア	－	着手前、施工中、完成までの写真電子データとし、提出部数、仕様、適用範囲は監督員の指示による。
提示又は 写しの提出 （任意）	各種実施記録等 ・災害防止協議会 ・店社パトロール ・安全教育・訓練等 ・安全巡視，ＫＹ，ＴＢM等 ・新規入場者教育 ・車両点検，運転記録等 ・品質管理　　等	－	（工事評定に係るもの）

別表３　引渡時に提出する図書等

提出する書類等	部数	内　　　　容
工事完成引渡書	1	盛岡市様式 16 号
責任施工保証書	1	機器類保証書を含む。
保全に関する資料	1	下記に掲げる内容を記載すること。 (1)建築物等の保守に関する説明書 建物の主要な構造部及び外構についての説明 建物を使用するうえでの注意事項 建物に設置されている家具、機器等の概要説明 建物、工作物、植栽等を管理するうえでの保全業務の要点 建物等の清掃の要点 (2)機器取扱説明書 系統図及びフローチャート図等により装置・機器類の配置や運転・取扱いに係る順序や注意すべき事項 (3)機器性能試験成績書 (4)官公署届出書類 (5)主要な材料･機器一覧表 製造者及び納入者の住所，担当者，連絡先等一覧 使用した装置・機器類の不都合時の連絡先一覧 (6)その他 天井内，床下，壁，地中等の隠ぺい部分の施工図や将来の改修工事時に注意すべき事項
鍵箱	1	鍵番号一覧表共
予備品・工具類	1	一覧表と共に箱に入れること。